

旭川市立東五条小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和7年4月改定)

【目 次】

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 市立学校の責務等	2
3 いじめの定義等	3
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	
1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）	7
2 児童が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	
4 いじめ防止の取組	8
5 いじめの早期発見	9
6 いじめの迅速かつ適切な対処	
7 いじめの解消	11
8 家庭や地域、関係機関との連携	
9 いじめの重大事態への対応	
10 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表,	12
11 学校いじめ防止プログラム	
資料① 学校いじめ防止プログラム	
資料②ー1 早期発見・事案対処マニュアル	
資料②ー2 いじめ事案対応フロー	
資料③ いじめ発見・見守りチェックシート	
資料④ 家庭用 子どもの様子チェックリスト	
資料⑤ 主な相談窓口	
資料⑥ いじめ等に関する相談対応フロー	
資料⑦ 不登校重大事態に係る対応フロー	

はじめに

旭川市では、令和 5 年 4 月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設すると共に、同年 6 月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例（令和 5 年旭川市条例第 43 号。以下「条例」という。）を制定し、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめのいじ未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、条例第 3 条に規定した基本理念の下、学校という社会を構成するすべての人がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童の生命と尊厳を守ることができる学校の実現を目指します。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、すべての児童が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体

的に行動できるようにするため、児童のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者等及び関係機関の連携の下、当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 市立学校の責務等

本校では、条例により定められた市立学校の責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

(市立学校の責務)

- 第5条 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。
- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
 - 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても、次のように定められています。本校では、保護者や児童に対して条例の趣旨等について普及啓発を図り、学校を取り巻く社会全体でいじめから児童の生命と尊厳を守る機運の醸成に取り組めます。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
 - 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(児童生徒の心構え)

- 第7条 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるようにする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校では、保護者や児童、地域の方々へ条例の趣旨等について普及啓発を図り、社会全体でいじめから児童の生命と尊厳を守る気運の醸成に取り組めます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」等の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童の主観を重視した定義としています。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童（生徒）の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がい

ることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童（生徒）や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童（生徒）が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童（生徒）の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童（生徒）に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童（生徒）が被害児童（生徒）としてだけではなく、加害児童（生徒）としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童（生徒）が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応します。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童（生徒）の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 児童（生徒）が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童（生徒）については、日常的に、当該児童（生徒）の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童（生徒）に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれるため、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会などを活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。)②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にした授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とするわけにはいきません。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な配置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの問題に係る実情及び6年度の目標（指標）

昨年度（令和6年度）実施の「いじめの把握のためのアンケート調査」では、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」との問いに対し、「そう思う」と回答した児童100%でした。しかし、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童が7%で、昨年度より2%増える結果となりました。

本校においては、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答する児童の割合を引き続き100%に、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する児童の割合が0%となることを目指します。

令和6年度の認知状況については、161件認知し123件解消しています。

2 児童が主体となった取組の推進

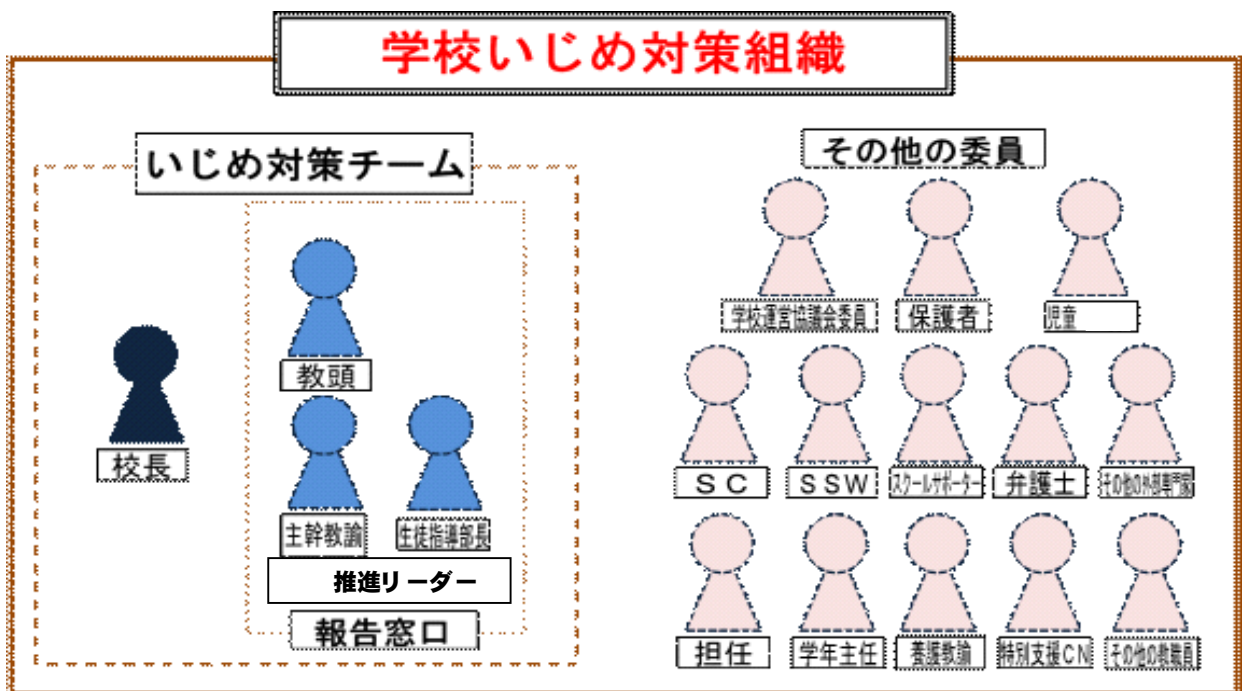
ア) 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。〈「いじめ防止標語づくり」「いじめを防止する動画づくり」「異学年交流/スタンプラリー等の全校わくわく企画」の取組〉

イ) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめ問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・いじめに係る情報があつたときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめの防止のための措置

本校では、児童がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、児童に対して、傍観者とならず、周りの大人に知らせたり、相談したりすることや、勇気をもっていじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

そのため、いじめの防止に向け、次の取組を進めます。

①いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成・配付し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

ウ) 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を行います。

エ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- ウ) 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を進めます。

④自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じるができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの早期発見

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

- ① 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、**ストレスチェック**、「いじめ発見・見守りチェックリスト」(資料③)、「家庭用 子どもの様子チェックリスト」(資料④)も活用し、早期発見に努めます。また、教育相談の実施などにより、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ② 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口(資料⑤)にいて周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

本校では、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。
- ③ いじめ対策組織に直ちに情報を共有し、計画に基づき、速やかにいじめの事実の有無の確認を行います。

- ④ いじめを受けた児童の立場になって、積極的に認知します。
- ⑤ インターネットや SNS 等に不適切な書き込みを発見した場合は、速やかに削除を求めるなどの措置を講じると共に、関係機関に適切な援助を求めます。
- ⑥ いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ⑦ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- ⑧ いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ① いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）などの外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ① いじめを受けたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ③ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。（資料①）

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ② 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報の管理徹底に努めます。

(6) 関係児童・生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間での対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、各学校と緊密な連携を図り、教育委員会を窓口として、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間で連携・協力をしながら指導に当たります。

7 いじめの解消

本校では、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。(資料②-1, ②-2)

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- ① 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- ② いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

8 家庭や地域、団体との連携

本校では、保護者や地域と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。(資料⑥)

- (1) 具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載したりするなどして、児童、保護者や地域の方々が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるよう努めます。

9 関係機関との連携

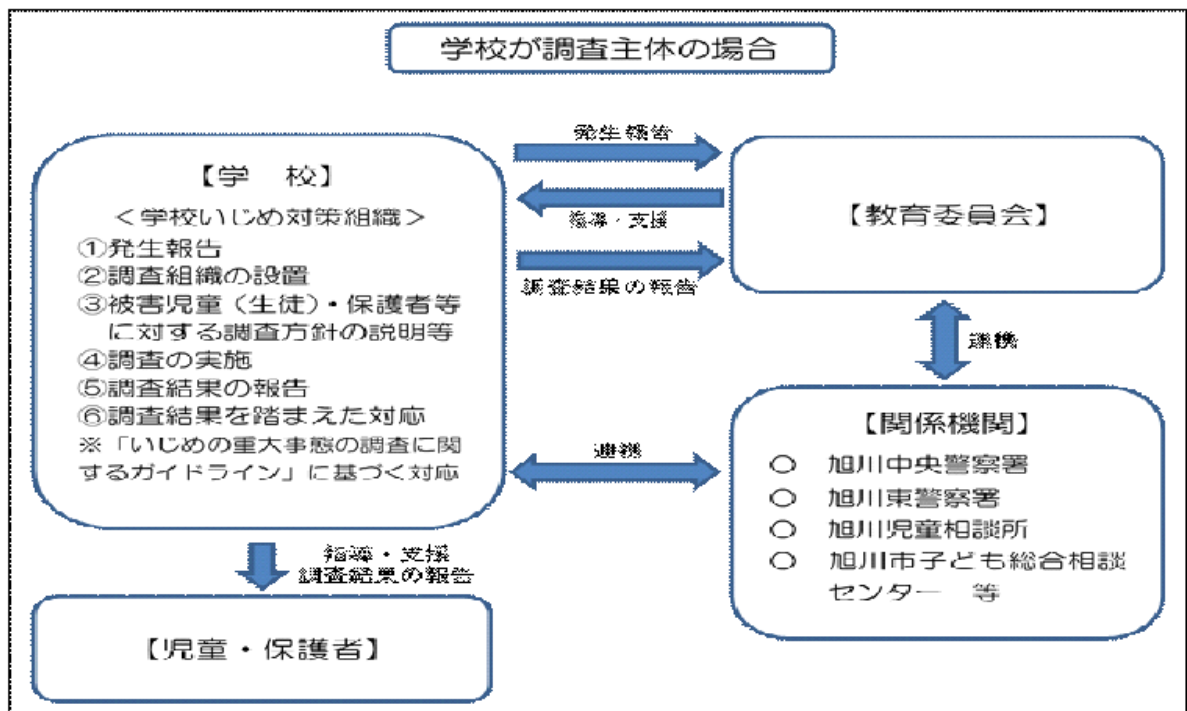
本校では、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。(資料⑥)

- (1) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター(警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

10 いじめの重大事態への対応

本校では、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。（資料⑦）



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、本校のいじめ防止の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- (1) 「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCA サイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価項目に位置付けるとともに、診断結果を踏まえ、いじめの防止などのための取組の改善を図ります。
- (3) 学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力が得られるように取組を進めます。

12 学校いじめ防止プログラム（資料①）

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月【強化月間】	7月	8月	9月	
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点検討 ・校内研修(3)の内容検討及び		○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	教職員
	○校内研修(1) ・学校いじめ防止基本方針の内容の共通理解	○校内研修(2) ・児童理解研修① ・児童の実態交流及び個に応じ		○小中連携 9年間を見通した学習・生活のきまり等交流		○校内研修(3) ・児童の自己肯定感や自己有用感を高める指導の充実について ・児童アンケートや各種調査結果	
	○ふれ合い活動の推進(通年)		○道教委いじめ問題への取組状況の調査①				
	○学校ネットパトロール(毎月実施)	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○教育相談①		○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加		
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口(スクールカウンセラー) ・子ども総合相談センター 等 ○情報モラル教育 年間6～8時間実施	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○ボランティア活動の実施	○児童アンケート調査① ○ストレスチェック1回目 ○いじめ・非行防止強調月 ○児童会活動「いじめ防止に向けた取組」 ・いじめの撲滅に向けて②	○「生命(いのち)の安全教育」の授業 ○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口(スクールカウンセラー) ・子ども総合相談センター 等		児童生徒
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ ○保護者との個人懇談 ・学習・生活の様子の共有		家庭・地域

10月【強化月間】	11月	12月	1月	2月	3月
	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・次年度に向けた基本方針の見直し点の検討		○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた。学校いじめ防止基本方針等の見直し ・1年間の取組についての点検・評価
○校内研修(4) ・SNSの適切な利用に係る授業の実施について		○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	○校内研修(5) ・進級・進学に向けた児童理解研修	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○校下小中学校との連携
	○道教委いじめ問題への取組状況の調査② ○教育相談②			○市教委いじめ問題への取組状況の調査 ○教育相談③	
○SNSの適切な利用に係る授業 ○いじめ・非行防止強調月 ○非行防止教室の実施 ○人権教育プログラム(3年) ○情報モラル教育 年間6～8時間実施	○児童アンケート調査② ○ストレスチェック2回目 ○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施 2回目	○児童会が中心となる活動・いじめの撲滅に向けて② ○中学校生徒会による ○旭川市いじめ防止対策条例に関する学習(5・6年)		○児童アンケート調査③ ○ストレスチェック3回目	
		○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等		○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本 ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等

【資料②— 1】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

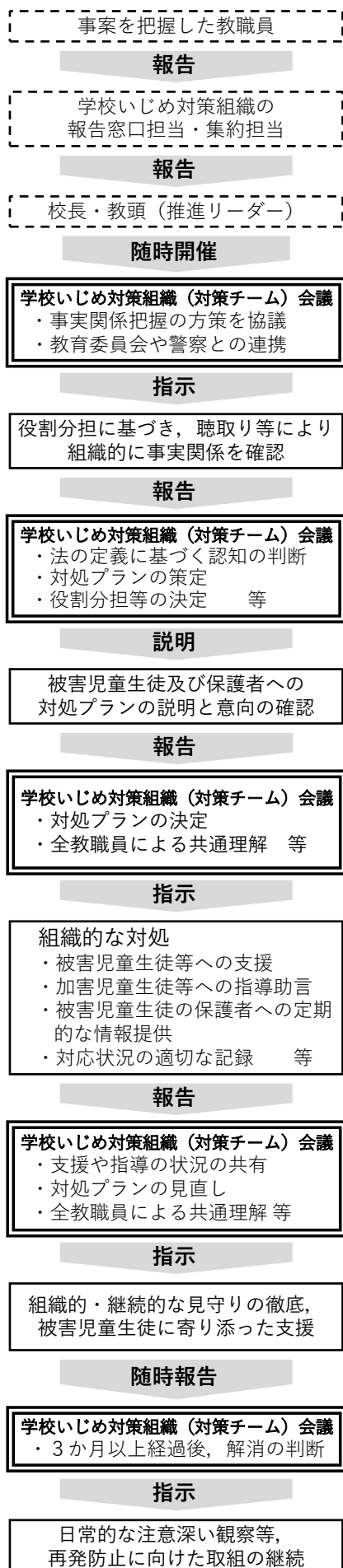
- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

➤ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

➤ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
➤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
➤ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

➤ 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

➤ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
➤ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
➤ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

➤ いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

➤ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的にを行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
➤ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

➤ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

➤ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

➤ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
➤ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
➤ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

児童氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立東五条小学校

電話 0166-26-0295

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日を除く）

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号> 代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間> 月・木 8:45～20:00 火・水・金 8:45～17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110

（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<LINE じんけん相談>

平日 8:30～17:15

（祝日を除く）

<受付時間>

平日 8:30～17:15

<こどもの人権SOSチャット>

平日 8:30～17:15



◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00～16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 0570-078391 <IP電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康SNS相談窓口（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日、土曜日、祝日 18:00～22:00

日曜日 18:00～翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

◆^{じどうそうだんじょぎやくたいたいおう}児童相談所虐待対応ダイヤル「189」^{ほっかいどうほけんふくしふ}（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆チャイルドライン^{にんてい}ほっかいどう（認定NPO法人^{ほうじん}チャイルドライン^{しえん}支援センター）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日 16:00~21:00

◆^{しょうねん}少年サポートセンター「少年相談110番」^{しょうねんそうだん}（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆^{せいぼうりょくひがいしゃしえん}性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】^{ほっかいどう}（北海道，札幌市）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日 10:00~20:00（祝日を除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆^{でんわそうだん}こころの電話相談（北海道立^{ほっかいどうりつせいしんほけんふくし}精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日 9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00

◆^{ほっかいどう}北海道いのちの電話（社会福祉法人^{でんわ}北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆^{ほっかいどう}北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

<電話番号>

0120-516-086 080-4136-4129（24時間365日受付）

<受付時間>

平日 8:45~17:30

<メール等>

hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談）

080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/hokkaido.young.support（Facebook）

@youngcarer2022（X：旧Twitter）

◆^{おやこ}親子のための相談LINE（^{そだん}こども家庭庁）

<受付時間>

平日 9:00~17:00

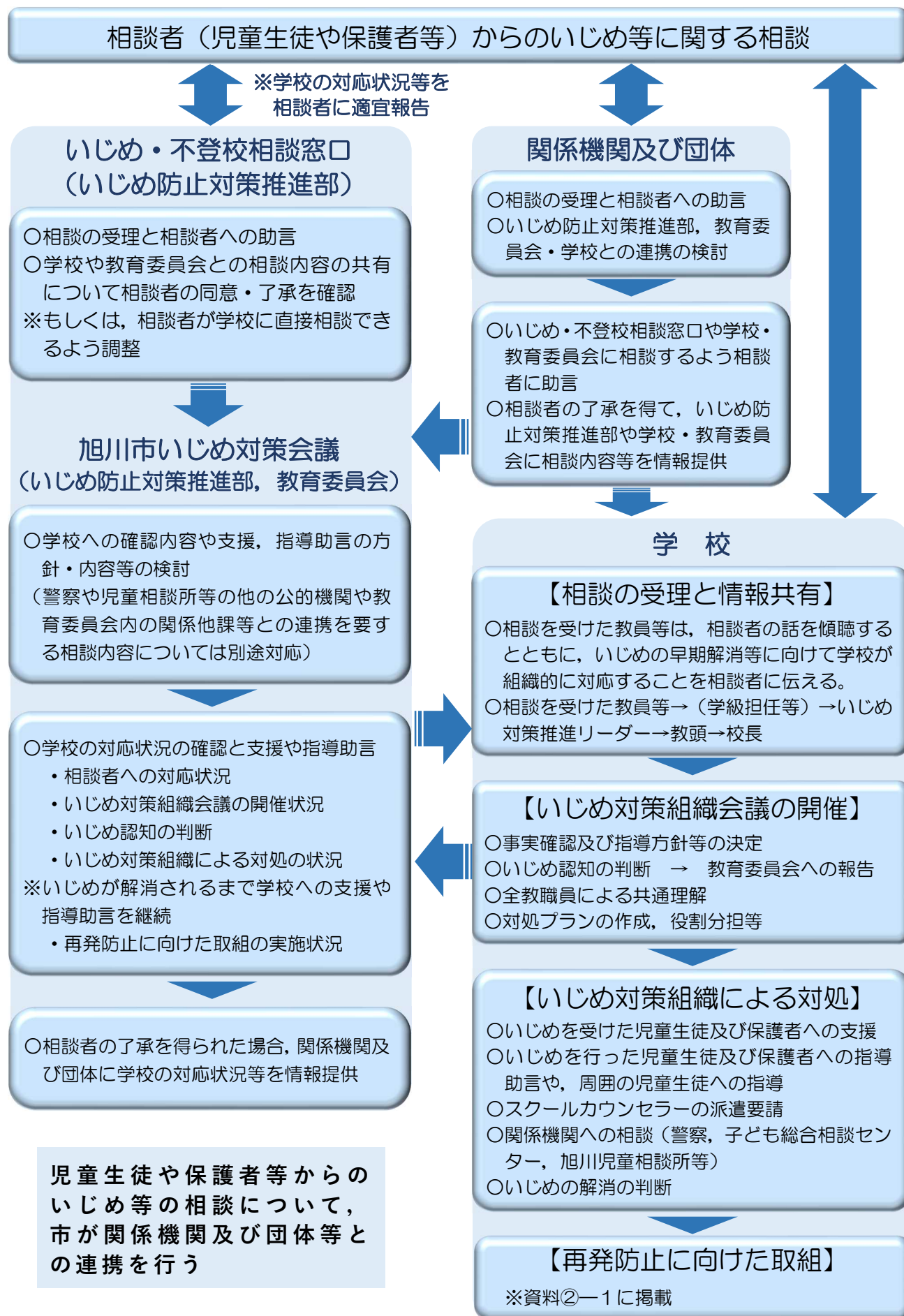


◆スクールカウンセラーへの^{そだん}相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー



【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー

